

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 航空法関係手数料令の一部改正

- 一 耐空証明等に係る手数料の額について予備品証明を申請する者に係る区分を廃止するものとする事。
- 二 その他所要の改正を行うものとする事。

(別表第一第九号関係)

第二 附則

- 一 この政令は、令和四年六月十八日から施行するものとする事。
(附則第一項関係)
- 二 その他所要の改正を行うものとする事。
(附則第二項関係)